

第8章 重点的に景観形成を図る地区

1. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の指定方針

市と地域住民等との協働による積極的な景観形成を推進するため、次のいずれかに該当する地区を「景観形成重点地区」として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を重点的に推進していきます。

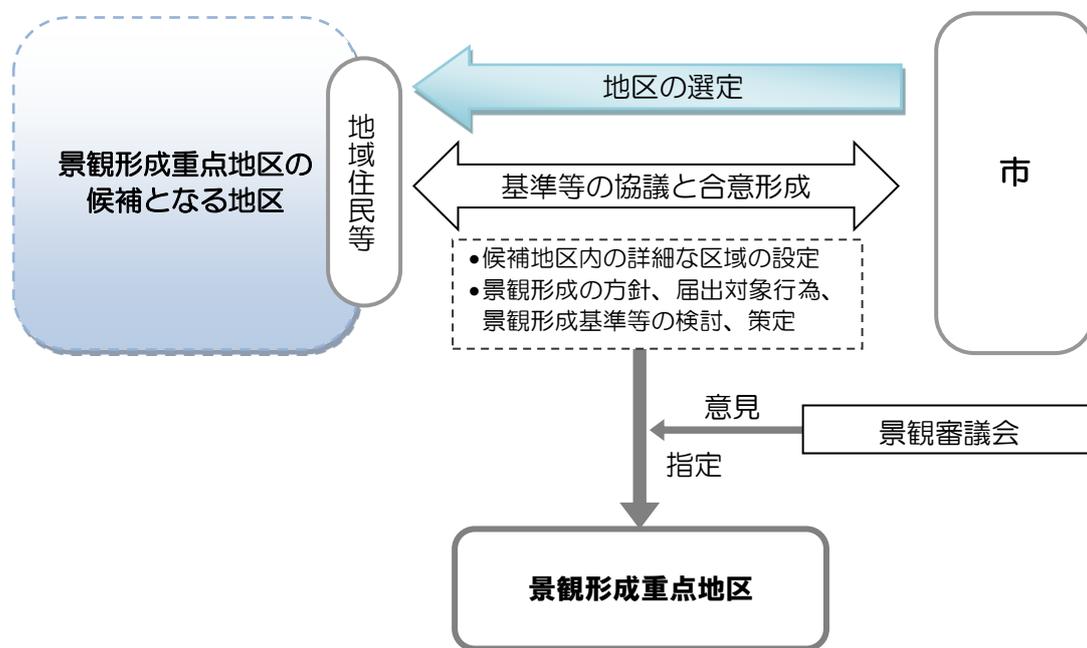
景観形成重点地区

- 本市の景観形成を図るうえで、シンボルとなる地区
- 本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観が形成されており、その維持や育成を図る必要がある地区
- その他、良好な景観の形成を図る地区

(2) 景観形成重点地区の指定要件

景観形成重点地区の指定に向けて、市は景観形成上重要な区域を候補地区として選定し、地域住民等と協議し、地区の範囲、景観形成の方針、届出対象行為、景観形成基準の策定を地区ごとに行います。なお、指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとします。

景観形成重点地区の指定イメージ



(3) 景観形成重点地区の指定一覧

地区名	指定日（告示日）	施行日
成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 11 月 1 日

2. 景観地域づくり促進地区

(1) 景観地域づくり促進地区の指定方針

地域への誇りと愛着を育むため、景観地域づくり団体（P57）の認定を受け、地域住民等が自ら積極的に景観形成を推進する地区を「景観地域づくり促進地区」として指定し、支援します。

景観地域づくり促進地区は、次に示す地区とします。

景観地域づくり促進地区

- 地域住民等の発意により、景観形成に先導的な役割を果たすことが期待される地区

(2) 景観地域づくり促進地区の指定要件

景観地域づくり促進地区の指定には、地域住民等が景観地域づくり団体として認定を受け、活動をする地区について指定を申し出ることが必要です。

市は、景観地域づくり団体により作成された基準等の調整を行い、景観地域づくり促進地区の指定を行います。なお、指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとします。

景観地域づくり促進地区の指定イメージ

